

(2) 管理者の変更、管理者の氏名等の変更

届出された管理者やその住所、氏名に変更があったときは、届出が必要です。

- ・提出書類 屋外広告物表示管理者等（氏名等）変更届出書〔様式第14号〕

5 除却の届出〔条例第19条、規則第22条〕

許可を受けた広告物を除却したときは、届出が必要です。

- ・提出書類 屋外広告物等除却届出書〔様式第15号〕

6 許可申請手数料〔条例第48条、条例別表〕

新規の許可申請及び許可の更新申請の際には、許可申請手数料を納付していただく必要があります。納付書をお渡ししますので、金融機関で手数料を納付してください。

手数料については、巻末資料「手数料早見表」を掲載していますので、参考にしてください。

〈別表：手数料〉

種類	単位	金額	備考
貼り紙	50枚（50枚未満の端数があるときは、50枚として計算する）につき	190円	
貼り札	1枚につき	40円	
立看板	1個につき	220円	
電柱広告	1個につき	310円	
広告板	1個（3㎡未満）につき	440円	発光装置、照明装置等を有する広告物等については、1個につき、左記の金額にその5/10に相当する額を加算する
広告塔 移動広告	1個（3㎡以上）につき	880円（3㎡増すごとに440円を加算する。）	
気球広告	1個につき	620円	
広告幕	10㎡（10㎡未満の端数があるときは、10㎡として計算する。）につき	310円	
ぼんぼり あんどん	1灯につき	50円	
のぼり	1枚につき	50円	

※ 貼り紙、貼り札、立看板、気球広告、広告幕、ぼんぼり、あんどん、のぼりについては、許可の期間が1ヵ月以内と規定されていますので、1ヵ月ごとに上記手数料がかかります。